

善行青少年顕彰「青少年のよい行いをほめたたえる活動」実施要領

－青少年対策西新井地区委員会－

(目的)

第1条 青少年健全育成活動の一環として、地域社会でよい行いをした青少年に対し、その行いをほめたたえることにより、青少年が自主性を発揮し良識ある社会人として成長するよう希望を与え、勇気づけることを目的とする。

(対象)

第2条 地域内に在住・在勤・在学する未就学児を除く18歳以下の青少年又は団体で、地域の大人がほめ、励ますのにふさわしい行いをした者とする。

(行為の内容)

第3条 顕彰の対象となる行為は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 青少年指導 | 子ども会等の指導、年少者の教育、非行少年の補導など |
| (2) 環境美化 | 清掃美化、その他環境美化などに尽くした行為 |
| (3) 公共生活への貢献 | 公共物の愛護、公衆道德の普及・実践、公共の利益となる工夫・研究、その他地域・学校・職場などのために尽くした行為 |
| (4) 社会福祉 | 社会福祉施設等へのボランティア活動・各種奉仕活動などに尽くした行為 |
| (5) 隣人愛 | 隣人、友人に対する援助、徳行など |
| (6) 災害防止・人命救助 | 交通事故防止、防犯防火活動などの災害防止に尽くした行為（人命の救急看護など） |
| (7) その他 | 上記以外で善行青少年の活動として顕彰にあたいると思われる行為 |

(顕彰の基準)

第4条 顕彰にあたっては、行為の内容、努力の程度及び効果等について、特に次のものを重視することとする。

- (1) 自主的、積極的な意志によって行ったもの
- (2) 計画的、継続的に行ったもの
- (3) 地域において評価の高いもの
- (4) 行為の利益が広く及ぶもので、他の青少年の模範となるもの

(推薦の区分)

第5条 推薦の対象区分は、次のとおりとする。ただし、人命救助等の緊急的な行為については、その内容により決定する。

- | | |
|--------|-------------|
| (1) 個人 | 個人が行った行為 |
| (2) 団体 | 2人以上を団体とする。 |

(被顕彰者の推薦・決定)

第6条 青少年対策西新井地区委員会は、地域内の町会長・自治会長、学校長、PTA会長、青少年育成団体代表者及び西新井区民事務所管内を担当しているスポーツ推進委員及び青少年委員から推薦書（別記様式）により推薦のあった候補者を取りまとめ、その事績を精査し、被顕彰者を決定する。

(顕彰)

第7条 顕彰式は、顕彰状と記念品を授与し、毎年1回これを行う。ただし、必要があると認めるときは、随時これを行うことができる。

2 顕彰状は、足立区青少年問題協議会会長名、足立区教育委員会名、青少年対策西新井地区委員会会長名の3者連名とする。

(改正)

第8条 本実施要領は、青少年対策西新井地区委員会の理事会に於いて過半数の賛成により改正する事が出来る。

付則

改正記事

施行平成20年10月1日

改正 平成22年10月15日第5条改正

改正 平成23年10月7日第2条、第5条改正第8条追加

改正 平成24年9月28日第6条改正体育指導→スポーツ推進

改正 平成30年3月19日第6条改正

改正 令和元年9月20日第3条、第5条、第6条改正

改正 令和5年9月22日第5条改正

以下、実施要領本文外

備考：本実施要領は、足立区青少年問題協議会の実施要領を元に青少年対策西新井地区委員会の事業活動に合うように修正して制定しています。改正の必要が有る場合は、原文を参考に趣旨が外れないよう注意して改正する必要があります。原文施行は、平成18年2月17日です。